人材育成等専門家派遣事業

1. 趣旨

総務省自治行政局公務員部の協力を得て、人材育成、人事評価、女性活躍、働き方改革等に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門家を派遣し、専門的な立場から助言、情報提供及び意見交換を行う。

2. 事業内容

- (1) 派 遺 対 象 地方公共団体(複数が共同する場合も含む。)、地 方公務員のための共同研修機関等
- (2) 派遣実施回数 年間15箇所程度
- (3) 内 容 等 人材育成等専門家派遣による情報提供、助言、研 修会講師等を行う。

3. 派遣要請団体等の役割

派遣依頼、開催準備、会場の確保、結果報告等を行う。また、会場借上料及び会議費等の費用を負担する。

4. 派遣講師(人材育成等専門家)

行政学、人事評価制度、公務員制度等を専門とする大学教授等とする。

5. 費用負担

受講者の研修旅費等を除き、派遣講師に係る旅費及び謝金は、協会が負担する。